



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2021年12月25日 No.389

社員の命を守り続けていくには 現状の対応、対策では不十分である！ 「特殊健康診断(石綿)」に関する第二次申し入れ

12月23日、2020年度申10号「特殊健康診断(石綿)」に関する第二次申し入れの団体交渉を開催しました。

石綿(アスベスト)については、健康被害や危険性が明らかになるにつれて国による使用禁止措置対策が段階的に取られてきましたが、当社が所有する車両や構造物には規制強化以前から石綿を含む部品や資材が広く使われています。現在もなお、どこに石綿が使われているのか完全には把握されていないことや、劣化や損傷などにより飛散する懸念も残っていること。そして近年も社員の死亡災害が発生するなど、健康への影響や業務における作業環境に対する不安が払拭されていないことから、さらに徹底した対応を求め、団体交渉に臨みました。

使用箇所、健康被害に対する知識や教育がなければ、自らが危険を認識して申告することができない！

経営側は「現作業で飛散や曝露している社員はおらず、過去に従事した社員に対しては教育や特殊健康診断を受診させている」「不安があれば社員自ら申告をすることにより個別に対応する」としていますが、過去も含めて検診の対象となる作業や石綿を使用していた部材がはっきりと分からなければ、社員は申告のしようがありません。

今後、僅かな曝露で発症する可能性があるほか、不安なく業務を遂行するために検修庫内の「大気中のアスベスト濃度測定」を行う必要があることなど、命に関わる事柄であることから対策にやりすぎということはないこと。また、15年前に一度検診の希望調査を行っていますが、その後も検修職場に限らず石綿含有部品が発見されていることから一度だけではなく、全社員に石綿に関する健康被害のリスクについて、継続した「教育・周知」を行い、社員の安心と意識の向上を図るべきであること。特殊健康診断については毎年希望を取るなど会社から声かけを行い、見える形で社員が安全で安心できる仕組みづくりを行うことを本部交渉団は主張しました。

相対する経営側は、全社員に教育を行うことについて否定はしない。社員が不安であることやこの問題の重大さは認識しており、引き続き実態の把握や周知は行っては行くが全社員への教育ではなく、できることを行っていく。また、リスクについては現場長や管理者とコミュニケーションを取り、不安を解消していくとの回答に終始しました。

本部交渉団は、コミュニケーションだけで健康被害を防止することや不安を取り除くことはできないため、しっかりとハード面の対策を強く求めました。



将来にわたりリスクが有るため、継続的な取り組みが必要である！

団体交渉を通じ、現時点での対策がゴールではなく、より良いものがあれば今後も考え、労使で議論していく姿勢が経営側より示されました。

社員が「安全・安心」を実感できる作業環境にあつてこそ、お客さまにも「安全・安心」が提供できることを経営側に訴えると共に、ハード対策は事実に基づいた対策を行うことを強く求めました。